

# 厚生労働省資料

令和2年4月23日

## 新型コロナウイルス感染症対策に関し都道府県に特にご協力いただきたい事項（4／23）

令和2年4月22日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、都道府県におかれては、特に次の事項について、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

### (1) 医療機関の役割分担、病床・宿泊療養施設の確保等

- 今後の感染拡大に向けた医療提供体制の整備のため、
  - ・ ピーク時の医療機関毎の新型コロナウイルス感染症患者の受入病床数の確保
  - ・ 新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れる医療機関の設定
  - ・ がん、周産期、小児、透析等の個々の患者の疾患の特性を踏まえた医療機関間の役割分担
  - ・ 軽症者等の療養に必要な宿泊施設の確保及び自宅・宿泊療養者のフォローアップ体制の確立
  - ・ 新規及び既存入院患者に係る重症度別の移送の方針、搬送調整の体制の確立（県内の患者の受入れ調整を行う「都道府県調整本部（仮称）」の設置を含む。）
  - ・ 院内感染の防止に向けた対策の徹底等に取り組んでいただきたい。
- 各都道府県の患者推計の計算結果、協議会や調整本部の設置状況、病床の割当て等に関して、報告をいただいておりますが、今後公表の予定であるが、必要な病床数の確保に向け、特に病床の割当てについて、医療機関毎の役割分担を踏まえ、早急に医療機関との調整を進めていただきたい。

### (2) 医療人材の確保について

- 地域における医療提供体制の整備を進める上で、医療人材の確保が喫緊の課題となっており、
  - ・ 既に現場で従事している医療従事者の離職防止
  - ・ 関係団体と連携した潜在有資格者の掘り起こし
  - ・ 医療現場の人材配置の転換に取り組んでいただきたい。

## 新型コロナウイルス感染症対策に関し都道府県に特にご協力いただきたい事項（4 / 23） （つづき）

### （3）医師が必要と認めるPCR検査の確実な実施につながる体制確保

- PCR検査の体制確保の観点から、3月30日付け事務連絡において依頼している通り、都道府県等においては、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」について医療機関からの申出があった場合には、速やかに適切な感染対策がとられている旨を確認の上これを認め、保険適用に伴う手続きを行っていただきたい。
- また、4月15日付け事務連絡において、都道府県等が、都道府県医師会・郡市区医師会等に対して、行政検査を集中的に実施する機関としての帰国者・接触者外来（地域外来・検査センター）の運営を委託可能であることをお示したところである。地域外来・検査センター（PCR検査センター）は、医療機関の施設内、プレハブやテント、ドライブスルー型等、多様な形態が考えられるため、地域の状況に応じて、PCR検査体制の整備に取り組んでいただきたい。

### （4）保健所の体制強化と業務の効率化等について

- 保健所には、帰国者・接触者相談センターの設置・運営、検査に係る検体の回収と結果の通知、感染症法に基づく入院勧告等の手続、自宅待機者のフォローアップ、積極的疫学調査の実施並びにこれらに関する報告等の事務を実施いただいております。その業務が過重になっていると認識している。
- このような中で、4月21日付けで、積極的疫学調査の対象となる濃厚接触者の定義の変更等に関して事務連絡を发出したところである。これを参照しつつ、保健所における積極的疫学調査が適切かつ効率的に行われるよう、保健所の体制強化と外部委託の活用等を含めた業務の効率化に、引き続き全庁的な取組をお願いしたい。

3

## 新型コロナウイルス感染症対策に関し都道府県に特にご協力いただきたい事項（4 / 23） （つづき）

### （5）ICTの活用について

- 新型コロナウイルス感染症対策に必要な医療機関の情報（稼働状況、空床状況、医療機器や医療資材の状況など）を一元的に把握できるシステムの運用を開始したところであり、医療機関に対し、本システムへの参加及びデータ入力等の呼びかけをお願いしたい。また、その結果についてご活用いただきたい。
- 厚生労働省では、現在、保健所業務の軽減を図ること等を目的として、新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者の情報把握や管理を効率的に実施するため、システム開発を急ぎ検討しているところである。

4